南相馬市における太陽光発電設備（野立型）にかかるフロー図

定格出力１０ｋW以上の太陽光発電設備
（屋根・屋上に設置するものを除く）
南相馬市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例
同上条例施行規則

事前確認１
土地取得前などの計画初期段階で、市役所環境政策課に相談を行う。

事前確認２
事業区域が抑制区域内に該当しないかの確認を行う。

抑制区域外かつ農地外

抑制区域外の農地

抑制区域内
事業実施不可※
※各関係法令等の定めに適合したものであれば可能

事前確認３
農地転用が可能な場所か市農業委員会へ確認する。

転用可能（見込）

転用不可
事業実施不可

ステップ１
事前確認後、条例および施行規則に定める「太陽光発電設備の設置に係る関係法令手続状況調書（様式第１０号）」を、市役所環境政策課へ事前に提出する。

ステップ２
行政区・近隣関係者（事業区域の境界から100m以内の土地・家屋の所有者および居住者）へ説明会等を実施。

ステップ３
設置届出書兼同意申請書（様式第１号）及び申請書の添付書類一式を市役所環境政策課へ提出する。

ステップ４
提出のあった届出書等を市で審査後、同意通知書または不同意通知書を送付します。
（着工前６０日前までに市の同意が必要です。）

申請時の留意事項

【抑制区域】
①急傾斜地崩壊危険区域
②砂防指定地
③地すべり防止区域
④土砂災害特別警戒区域
⑤農業振興地域内における農用地区域農地（青地）
【担当部署】
①～④：福島県相双建設事務所行政課
⑤：南相馬市役所農地集積課
※市が作成した洪水および津波ハザードマップの、浸水想定区域内は水害発生が想定されることから、設置について十分留意すること。

【農地転用手続が必要な場所】
・農業振興地域のうち農用地区域外農地（白地）
・農業振興地域外農地
※農地が第１種～第３種農地のどれにあたるかも要確認。（第１種農地は原則農地転用不可。）

【説明会で周知する事項】
①事業者の氏名・住所・連絡先
②工期、発電開始日、発電終了日
③設置場所、事業面積
④安全対策、反射光対策、災害時の対応、廃棄処分等
※一方的な説明ではなく、質問や意見には、真摯に回答すること。

【農地転用申請する場合】
申請時に環境政策課からの同意通知書の写しが必要です。
申請書類に添付し南相馬市農業委員会へ提出ください。